

北海道警察旭川方面本部告示第167号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年10月2日

北海道警察旭川方面本部長 和 島 正

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

(ア) 旭川運転免許試験場敷地除排雪業務のうち常備委託 一式

トラクタショベル（ホイール型、アングリング又はマルチプラウ付、11トン級以上、容量2.1m³以上）

(イ) 旭川運転免許試験場敷地除排雪業務のうち作業委託（作業1時間当たりの単価）

a トラクタショベル（ホイール型、スノーバケット付、11トン級以上、容量2.1m³以上）による作業

b ダンプトラック（積載10トン級以上、差枠付）による作業

c 普通作業員による作業

d 常備機械（1の(1)のアの(ア)に示すトラクタショベル）による作業

イ 数量 調達予定数量

(ア) 旭川運転免許試験場敷地除排雪業務のうち常備委託 一式

トラクタショベル（ホイール型、アングリング又はマルチプラウ付、11トン級以上）

a 令和7年12月1日から令和7年12月26日まで及び令和8年3月1日から令和8年3月31日までの期間 2台45日間

b 令和8年1月4日から令和8年2月28日までの期間 3台41日間

ただし、上記a及びbの期間のうち、次に示す期間については常備を要しないものとする。

(a) 第1・第3日曜日を除く日曜日

(b) 土曜日

(c) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 旭川運転免許試験場敷地除排雪業務のうち作業委託

a トラクタショベル（ホイール型、スノーバケット付、11トン級以上、容量2.1m³以上）による作業 214時間

b ダンプトラック（積載10トン級以上、差枠付）による作業 522時間

c 普通作業員による作業 665時間

d 常備機械（1の(1)のアの(ア)に示すトラクタショベル）による作業 457時間

(2) 契約の目的の仕様等 委託業務処理要領による。

(3) 契約期間 令和7年11月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 旭川市近文町17丁目2699番5 旭川運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道警察旭川方面本部告示第153号に規定する旭川運転免許試験場敷地除排雪業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

旭川市1条通25丁目487番地の6 北海道警察旭川方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市1条通25丁目487番地の6 北海道警察旭川方面本部総合庁舎2階小会議室

(2) 入札日時 令和7年10月21日（火） 午後2時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵送等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（1の(1)のアの(イ)に係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のアの(イ)に係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の(1)のアの(ア)に係る額及び1の(1)のアの(イ)に係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を必要とする。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の(1)のアの(ア)に係るものは見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を、1の(1)のアの(イ)に係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 1の(1)のアの(ア)に係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 1の(1)のアの(イ)に係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課管財係

イ 所 在 地 郵便番号 078-8511 旭川市 1 条通25丁目487番地の 6

ウ 電話番号 0166-35-0110 内線2243

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。